平成２３年（フ）第４７８号
埼玉県春日部市粕壁東４丁目18番29号　エルメゾンＢ棟101
債務者　前田　光晴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
埼玉県越谷市東大沢２丁目２番地２、旧住所埼玉県越谷市大沢４丁目14番25号　オーベル北越谷Ⅱ―111号
債務者　山口　　彰
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
埼玉県越谷市東大沢２丁目２番地２、旧住所埼玉県越谷市大沢４丁目14番25号　オーベル北越谷Ⅱ―111号
債務者　山口真由実
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
埼玉県三郷市彦成４丁目６番７―401号
債務者　椎名　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　Ｆ．Ｉ．Ｓ越谷寮、旧住所埼玉県さいたま市南区沼影１丁目23番６号　ロッテすみれハウス209
債務者　米倉　一羊
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
埼玉県飯能市栄町19番地２　レオパレスＶｉｔａ　Ｓｅｒｅｎａ201
債務者　川口　裕彦
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５４号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目30番９号、前住所埼玉県狭山市入間川２丁目19番41号　507
債務者　保坂美智子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７６号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目13番26―206号長久保荘
債務者　高橋　千晶（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８５号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地２―707
債務者　山本由紀子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８９号
埼玉県所沢市榎町21―28、住民票上の住所埼玉県所沢市青葉台1302番地の６
債務者　長井　孝暁
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２９号
千葉県山武郡大網白里町ながた野１丁目26番地２　コスモハイツ１―202
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３１号
千葉県山武郡大網白里町大網154番地５
債務者　菊地　和子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
千葉県匝瑳市八日市場ロ218番地
債務者　酒井　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
千葉県匝瑳市八日市場ロ218番地
債務者　酒井　豊子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２３号
新潟市西区新通南１丁目８番19号
債務者　米山まどか
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
富山県氷見市戸津宮79番地
債務者　大門　祐樹
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５１９号
静岡県沼津市今沢545番地の４　県営今沢団地Ｋ14―102
債務者　土屋　一雄
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係